

# 古市古墳群の緩衝地帯の制限内容【屋外広告物】

## 【 緩衝地帯の制限(屋外広告物関連) 】

### □屋外広告物の許可基準

#### 【制限の考え方】

屋外広告物は、情報の提供とともにまちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に掲出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては景観の阻害につながる。また、当該地域は戸建住宅をはじめとする住宅地が大半を占める地域である。このことから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮した屋外広告物の基準を設定する。

#### 【制限内容（第一種低層住居専用地域は既に禁止区域）】

- 資産近傍：禁止区域（掲出禁止(適用除外広告物除く)）
- 資産近傍以外の地域：屋上広告物は掲出禁止。自立広告物等については、住居系用途地域で掲出高さを6m以下、商業系用途地域で掲出高さを10m以下、それぞれに表示面積及び敷地内設置件数(自立広告塔)の上限を設定。住居系用途地域については、併せて壁面広告物の表示面積及び掲出高さの上限値を設定。⇒**新たな制限**
- 自家用広告物以外(非自家用広告物)は掲出禁止(適用除外広告物除く)。⇒**新たな制限**

### ＜屋外広告物の規制基準＞

		住居系	商業系
屋上 広告物	表示面積	・ <b>掲出禁止</b>	
	高さ・幅		
壁面 広告物	表示面積	・ <b>1敷地あたりの表示面積の合計は10㎡以内</b> ・ 取り付け面積の3分の1以内	・ 取り付け面積の3分の1以内
	掲出高さ	・ <b>地上から最上端までの距離は6m以内</b>	—
	その他	・ 縦：壁面の高さの範囲内 ・ 横：壁面の幅の範囲内 ・ 開口部はふさがない。	
自立広告 塔ほか	表示面積	・ <b>1表示面につき5㎡以内かつ、総面積10㎡以内</b>	・ <b>1表示面につき10㎡以内かつ、総面積20㎡以内</b>
	設置高さ	・ <b>地上から最上端までの距離は6m以内</b>	・ <b>地上から最上端までの距離は10m以内</b>
	その他	・ <b>1敷地あたり2物件以内(自立広告塔)</b>	
備考	・ <b>非自家用広告物は掲出禁止(適用除外広告物除く)</b> ※下線部は新たな制限		

※適用除外広告物(禁止区域への掲出ができるもの)

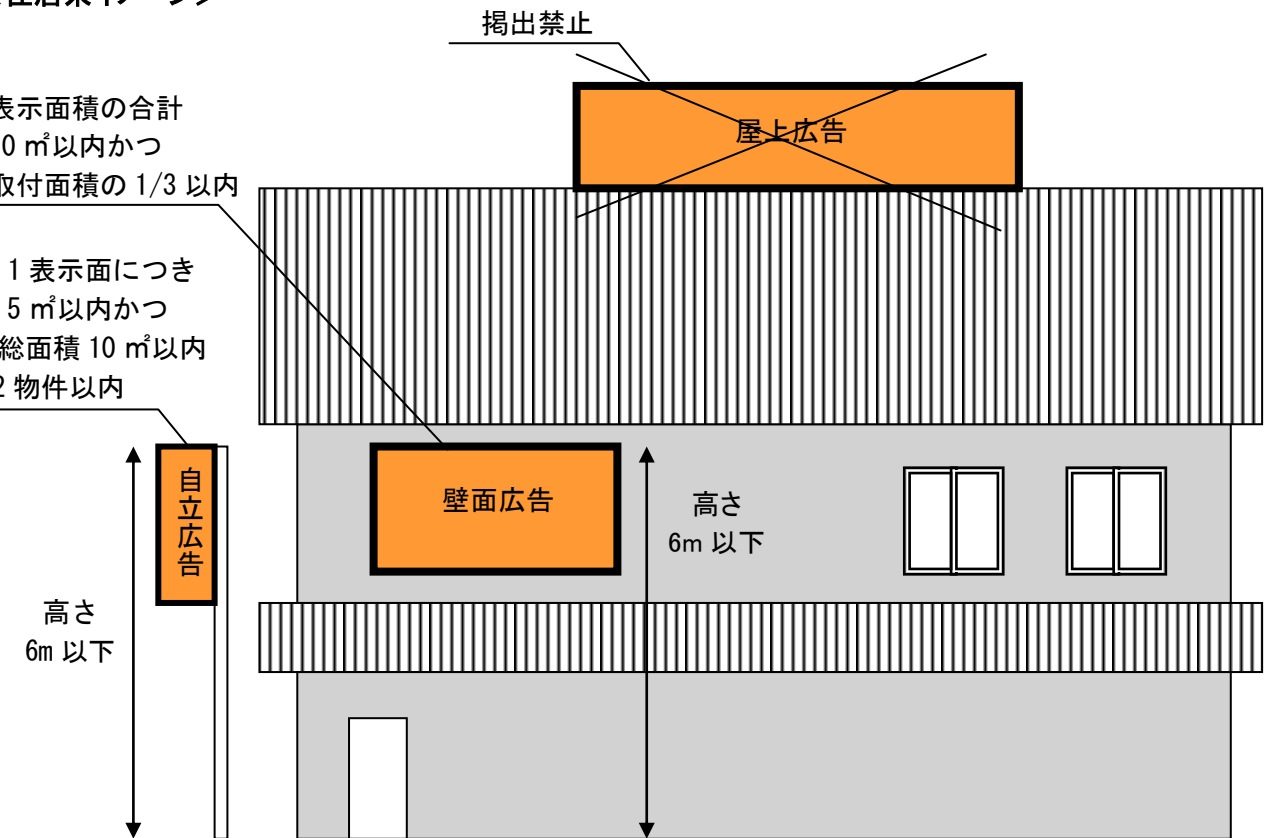
- 自家用広告物で、表示面積が7㎡以内のもの
- 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
- 営利を目的としない広告物で、次の要件をすべて満たしているもの
  - ・ 縦1.2m、横0.8m以内のはり紙、はり札又は縦2m、横1.5m以内の立看板
  - ・ 表示期間の始期、終期の記載があるもの
  - ・ 設置者又は管理者の氏名及び連絡先の記載があるもの

など

### 資産近傍以外の地域

#### ＜住居系イメージ＞

- ・ 表示面積の合計10㎡以内かつ  
取付面積の1/3以内
- ・ 1表示面につき5㎡以内かつ  
総面積10㎡以内
- ・ 2物件以内



#### ＜商業系イメージ＞

- ・ 取付面積の1/3以内
- ・ 1表示面につき10㎡以内かつ  
総面積20㎡以内
- ・ 2物件以内

